

## 第6章

# 市民生活の安全確保と市民満足度の向上

## 第1節 安心で安全なまちづくり

### 防 災

#### 前期の主な取り組み

- 総合防災訓練や自主防災組織による防災訓練により、防災意識の向上、災害などの迅速な連携が図られています。
- 平成18年度から、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設された一戸建て木造住宅の耐震診断費や、耐震改修工事費の一部補助を行っています。
- 各区からの改善要望による河川・用悪水路の危険箇所の改修を、平成21年度からは区要望優先度判定フローに基づき、危険性・緊急性に応じて実施しています。
- 水防法に基づく千曲川ハザードマップが作成され、湯川、滑津川、志賀川については県が浸水想定区域をホームページで公開しています。
- 雨水排水路の整備により、岩村田地区の相生町・稲荷町間、中込地区の中込新町・三家間の浸水被害が解消されました。
- 浅間山火山防災対策連絡協議会が気象庁と周辺市町村により組織され、有事の際の影響を示した浅間山火山防災マップを作成しました。
- 防災行政無線が全市に整備され、これを活用した防災告知放送システムを構築し、災害情報が全市的、局地的に伝えることが可能になりました。

#### 現状と課題

- 東日本大震災の発生により、市民の防災意識が高まり、防災体制の充実が一層求められています。
- 大規模地震に備えるため、建物の耐震強化が重要であり、すまいの安全「とうかい」防止対策事業\*の耐震診断や耐震補強工事への補助制度の活用を促進する必要があります。
- 近年は局地的な集中豪雨が発生しており、排水計画や、浸水被害の調査と対応策の検討を行い、計画的に排水路の整備を進める必要があります。また、浸水想定区域での避難場所の見直しや、要援護者施設の把握などについて、きめ細かに対応する必要があります。
- 高齢者への有事対応など、地域において災害時支え合いマップの実践を訓練する必要があります。
- 地震や浅間山の噴火など大規模災害における情報伝達について、シミュレーションし確認する必要があります。

#### 後期の主な取り組み

- (1) 防災体制の強化
  - 国・県・他市町村・民間との連携、また友好都市などとの相互応援体制を始めとした防災体制の強化を図ります。
  - 地域防災計画の点検と見直しを行い、各種災害対策や体制の強化を推進します。
  - 防災情報システムを充実させ、正確な情報の収集や伝達に活用します。
  - 自主防災組織の育成による地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。
  - 関係機関との連携や、浅間山火山防災マップの活用により、浅間山の火山災害対応体制を強化します。
- (2) 防災対策の推進
  - 国・県と連携し、耐震診断や耐震補強工事による建物の耐震強化を促進します。
  - 防災活動に必要な資機材を充実し、災害時の機能強化を図ります。
  - 森林整備や河川などの改修、市街地の雨水排水施設の整備を進め、被害の未然防止を図ります。
- (3) 市民の防災意識の高揚
  - 広報活動や総合防災訓練などの実施により、自主防災意識の高揚を図ります。
  - 実践的な総合防災訓練や、独居高齢者の対応など地域の実情に応じた自主防災組織による防災訓練の実施を促進します。
- (4) 国民保護体制の整備
  - 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、全国瞬時警報システム\*による情報提供と事後の救助体制の充実を図ります。

#### 目 標

項目(単位)	現状値	目標値
自主防災組織設置区数(区)	230 [H22]	239
地域自主防災訓練実施区(区)	143 [H22]	239

#### チャレンジ!!

地域ごとの特性を考慮した防災対策を推進し、地域防災の強いまちをつくります。  
(B 弱点克服プロジェクト)

\*すまいの安全「とうかい」防止対策事業：昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法による長屋及び共同住宅以外の個人所有の木造住宅に対し、所有者の希望により、耐震診断は市が実施し、耐震補強工事に関しては市が費用の一部を補助する事業。

\*全国瞬時警報システム：気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

消 防 ・ 救 急

前期の主な取り組み

- 緊急車両などの更新を計画的に行い、佐久消防署では、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急車と高度救急資機材、化学車が配備されました。
- 地域の実情に応じた消防団組織体制の構築を図り、非常時に対応できるようにするとともに、老朽化した設備の整備・更新を計画的に行っています。
- 危険物施設・防火対象施設の予防強化と防火管理の指導徹底に努め、定期的に施設への立ち入り検査を実施し、不備な箇所の早期発見と、改善改修を指導しています。
- 救急事例検討会などに積極的に出席し、救急隊員の資質向上に努めています。また救急救命士を中心に、医療機関との連絡調整を図るなど必要な専門知識・技術の習得を行っています。
- 自動体外式除細動器(AED)\*の使用方法や応急手当などの知識・技術の普及のため、毎年約100件の講習会を開催し、毎年2000名以上が受講しています。

現状と課題

- 通信指令系統の一元化について、平成28年度からの無線デジタル化移行に向けて東北信エリアで共同整備を進めるとともに、老朽化した消防庁舎の計画的な整備を図る必要があります。
- 高度・多様化する消防・救急ニーズにより、水槽付きポンプ車、林野火災工作車や高規格救急車などの更新を計画的に行う必要があります。
- 消防団協力事業所認定制度などを活用し、消防団活動の普及、理解を得られるよう啓発活動を引き続き行う必要があります。
- 消防団員の確保を図るとともに、民生委員との連携など高齢化社会に対応した消防団活動を検討する必要があります。
- 火災予防のため、各種メディアを活用した啓発と、改正消防法により義務づけられた火災警報器の普及・促進を図る必要があります。
- 救急・救助体制の強化のため、専門的な知識・技術を持った職員の養成や高度救急資材の整備を図るとともに、医療機関との連携強化を促進する必要があります。
- 事故や救急傷病者が発生した場合、現場に居合わせた人による応急手当が重要であることから、AEDの普及・設置と、使用方法を含めた救急蘇生法の講習会の実施などの充実を図る必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 広域消防・救急体制の強化
- 通信指令系統の一元化により、広域的な消防・救急体制の強化を図ります。
  - 消防車両や消防資機材を充実し、予防活動や被害軽減を図ります。
  - 消防無線のデジタル化移行や、施設の老朽化のため、消防庁舎の新設移転を進めます。
  - 救急車両の計画的な更新を促進するなど救急・救助体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し救命率を高めます。
  - 救急隊員や救急救命士の育成を強化します。
  - AEDの効果的な配備と、設置場所の周知及び使用方法を含めた救急蘇生法の普及を図ります。
- (2) 地域消防体制の充実
- 地域の実情に応じた消防団の組織体制を構築します。
  - 女性消防団員など団員の加入を促進するとともに、組織の充実や消防団活動の強化を図ります。
  - 消防水利の配備を進めるとともに、消防団の施設や小型動力ポンプ付積載車などの計画的な整備・更新を図ります。
- (3) 市民・民間の防火体制充実
- 事業所などの防火管理や危険物管理体制の充実を促進します。
  - 防火訓練や広報活動により、防火意識の高揚を図ります。
  - 火災予防のため、啓発活動の推進や、住宅用火災警報器の設置を促進します。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
消防団協力事業所(箇所)	57 [H22]	100
火災発生件数(件/年)	52 [H22]	25

チャレンジ!

消防・救急体制を充実し、市民の財産・生命を守ります。  
(A 魅力倍増プロジェクト)

\*自動体外式除細動器(AED):心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

交通安全

前期の主な取り組み

- 安全な歩行空間の確保、安心な道路交通の実現に向けて、各種交通安全施設の設置、整備を計画的に進めています。
- 死亡事故発生時には、現地診断、再発防止検討会などの開催により対策を講じています。
- 交通安全市民大会や高齢者対象のナイトスクール、シルバー講習などの住民参加型安全教育のほか、小・中学校での交通安全教室の開催など、年代・対象別に交通安全教育を推進しています。

現状と課題

- 高齢者が事故を起こしたり、死亡したりする交通事故が増加傾向にあり、また歩行者などの交通弱者が死亡する事故も高比率となっています。
- 交通安全対策は、関係機関と連携した交通安全指導や交通安全教育などにより市民に啓発するとともに、従来の対策のほか、交通事故の発生実態を踏まえた新たな対策を講じる必要があります。
- 高速交通網などの整備による交通量の増加を踏まえ、交通環境・交通実態の変化などに対応した交通安全施設の整備や、交通安全意識の啓発などの安全教育をする必要があります。
- 交通安全施設の整備や危険箇所については、地域の現状と要望を把握し、地権者や各区の関係者などと連携して改善を図る必要があります。
- 長野県民交通災害共済は、交通事故で災害を受けた方を救済するものですが、加入率は、平成19年以降徐々に減少していることから、加入を促進する必要があります。
- 交通事故相談は、相談者が気軽に相談できる環境と、適切な対応を図る体制を確立する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 交通安全環境の整備
  - 歩道の整備などに努め、子どもや高齢者にやさしい安全で快適な歩行者空間の確保を推進します。
  - 交通安全施設への区要望などに迅速に対応するとともに、交通事故の多発箇所を点検し、事故防止に効果的な交通安全施設の設置を推進します。
- (2) 交通安全意識の高揚
  - 交通指導員の講話能力・知識の向上を図るとともに、地域の実情や対象者に応じた交通安全教室を開催します。
  - 高齢者対象のナイトスクールやシルバー講習など、参加しやすい交通安全教室づくりに努めます。
  - 関係機関との連携により、地域ぐるみで交通安全意識の高揚に努めます。
- (3) 相談・救済対策の充実
  - 交通災害共済制度のメリットを周知する広報活動を積極的に行い、加入を促進します。
  - 長野県交通事故相談所などの関係機関との連携を図り、相談者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
交通安全大会、各種講習会などの参加者数(人/年)	10,442 [H22]	16,000

チャレンジ!!

交通事故死者数 0(ゼロ)のまちを目指します。  
(B 弱点克服プロジェクト)

防 犯

前期の主な取り組み

- 各区からの要望に基づき防犯灯の整備を進めています。特に平成22年度からはLEDを採用し、夜間の犯罪防止を図っています。
- 子どもを犯罪から守るため、青色防犯パトロールを行うための講習会を警察と連携して開催しているほか、防犯ブザーの配布、青色回転灯装着車によるパトロールなどを行っています。
- 警察や防犯協会など関係機関と連携し、計画に基づき防犯活動を実施しています。

現状と課題

- 都市化が進展する中で、地域住民の連帯意識の希薄化が進み、地域防犯体制の弱体化が危惧されており、地域コミュニティ活動の促進など、地域ぐるみで防犯体制を強化する必要があります。
- 夜間の犯罪防止のため防犯灯を設置するなど、防犯施設の設置を一層推進するとともに、引き続き、家庭や地域、関係機関の連携強化のもとで、防犯活動を進める必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 防犯体制・防犯活動の強化
- 地域住民・関係機関・防犯組織の連携や、子どもを守る安心の家の設置、防犯パトロールなどにより地域ぐるみの防犯活動を促進します。

- 佐久ケーブルテレビ、FM さくだいらと連携し、防犯に関する情報提供の充実に努めます。
- 犯罪を未然に防止するため、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯環境の整備

- 防犯灯の整備を推進し、夜間における犯罪の防止を図ります。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
犯罪発生件数(件/年)	1,079 [H22]	835

チャレンジ!!

地域防犯体制の充実と地域住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを推進します。

(B 弱点克服プロジェクト)

消 費 生 活

前期の主な取り組み

- 消費者トラブルなど消費生活相談は、複雑・多様化する中で、増加傾向にあり、消費生活の安全確保のための迅速で適切な相談対応と、トラブル解決に努めています。
- 食に関する問題は、適切な事実確認と情報提供により、市民の不安の払拭に努めています。
- 高齢化社会を迎える中で、消費生活問題の正しい理解は、重要度を増しており、消費者の啓発を積極的に推進しています。
- 消費者問題は、あらゆる広報媒体を活用した早期の正しい情報提供に努め、消費者への周知徹底を図っています。

現状と課題

- 各種消費者トラブルなどに対応する相談業務の充実を図るとともに、相談や問題解決に的確に対応できる体制を確立する必要があります。
- 食に関する問題や、消費生活用製品の構造、材質、使用状況などの安全性については、関係機関との連携による情報の共有などを強化するとともに、迅速で適切な対応や、早期に正しい情報を提供することが重要です。
- 消費者問題は、正しい情報を早期に住民に提供することが重要であり、消費者に継続的に周知徹底する対策を推進する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 消費者保護対策の推進
- 悪質商法契約などの各種トラブル問題や、振り込め詐欺などの消費者被害に対応する相談業務・体制の充実に努めます。
- 食品や消費生活用製品などに関して、関係機関と連携し、消費者情報の迅速かつ継続的な提供に努めます。
- (2) 消費者意識の高揚
- 消費生活展を始め、佐久ケーブルテレビや広報佐久などを活用した情報提供の充実により、消費生活のトラブルに関する知識の普及と、消費生活に関する意識の高揚を図ります。
- ごみ減量意識の高揚を図り、過大・過剰包装の改善を促進します。

(3) 消費生活の改善

- 消費者が、消費生活の改善について、自ら考え、主体的に行動することにより、賢い消費生活を送れるように、広報・啓発活動を推進します。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
消費生活展、街頭啓発、講習会などの実施回数(回/年)	35 [H22]	60

チャレンジ!!

振り込め詐欺などの消費被害の根絶を目指します。  
(B 弱点克服プロジェクト)

\*青色防犯パトロール:児童生徒の登下校時の安全対策及び地域防犯対策として、青色回転灯装着車両による防犯パトロール。

## 第2節 市民満足度の向上

### 協働のまちづくり

#### 前期の主な取り組み

- 平成19年度より市民意見公募手続制度（パブリックコメント）\*を導入するとともに、各審議会などの市民公募を行うことにより、市民が市政に参画する機会の拡充を図りました。
- よりわかりやすい行政情報の提供を図るため、平成22年度に市ホームページをリニューアルしました。
- 平成23年度に佐久市審議会等の会議の公開に関する指針を策定し、審議会などの会議について原則公開とし、審議日程や議事録などを公表しています。
- 平成22年度より東京モーニング\*を実施し、在京市人会などと市政に関する懇談を行っています。
- 佐久市協働基本指針に基づき、佐久市協働のまちづくり行動計画を策定し、協働のまちづくりの観点からワークショップ方式\*により、市民活動ネットワークの拠点設置についての研究・検討を行いました。
- 平成23年度に、まちづくり活動支援金を創設し、協働のまちづくりを推進する市民活動団体の公益的活動を支援しています。

#### 現状と課題

- 市民意見公募手続制度の適正な運用を図るなど、市民からの一層の意見の反映と、市政参画機会の拡充を図る必要があります。

\*市民意見公募手続制度（パブリックコメント）：市の基本的な施策などの策定に当たり、その形成過程における情報を市民に公表し、その意見（情報を含む。）の提出を広く求め、これを施策等の策定に反映させる機会を確保するための手続きのこと。

\*東京モーニング：首都圏在住の市人会会員や本市にゆかりのある方々から、ふるさと佐久を「外から見た視点」で、市の施策などに意見や提言をいただく報告会。

- 幅広い年齢層、職種などから意見・提言を受け取る手段として、引き続き、地区市政懇談会、市政モニター制度、東京モーニング、市ホームページの市政に対する意見・提言コーナーの活用などによる広聴活動の充実に努めるとともに、新たな広聴活動を検討していく必要があります。
- 広報佐久は、市民に市の情報を伝える最も身近な媒体として、紙面構成と掲載内容について充実や検討を行う必要があります。
- 市からの情報提供を充実させるため、佐久ケーブルテレビやFMさくいだいらとの連携を図るとともに、市ホームページの充実を図る必要があります。
- 佐久市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、審議会などの日程や議事録を市ホームページに掲載し、会議の透明性の向上と、積極的な情報提供を推進する必要があります。
- 平成24年度に設置する新しい公共\*を担う市民の公益的活動の拠点となる佐久市市民活動サポートセンターは、市民主体の運営により、市民ニーズに対応した事業展開が求められています。
- 佐久市まちづくり活動支援金事業は、その効果を検証しながら市民活動団体が、より活用しやすい制度となるよう見直しを行いながら、効果的な支援策とする必要があります。

- 協働のまちづくりの推進にあたっては、徹底した情報公開により市民と行政が正しい情報を共有し、相互に信頼関係を構築するなかで、パートナーとして連携を強化する必要があります。
- 情報公開制度は、より透明性の高い市政の実現と市民参加型の開かれた市政運営のため、個人情報の保護などに努めつつ、請求に基づく公文書の開示から社会ニーズに応じた制度の改善を図る必要があります。

#### 後期の主な取り組み

- (1) 市民の市政参画機会の拡充
  - 市民の市政参加を促すため、市民が意見を出しやすい体制づくりに努めます。
  - 市民自らが参加し、意見を述べる機会拡充のために、各種審議会などへの市民公募委員枠の拡大に努めます。
- (2) 広報・広聴の充実
  - 市民にきめ細かな情報提供を行うため、広報佐久や市ホームページの充実を図ります。
  - 佐久ケーブルテレビやFMさくいだいらとの連携を図るとともに、多種多様なメディアへ積極的に情報を提供し、広くわかりやすい広報活動を推進します。
  - 地区市政懇談会、市政モニター制度、東京モーニング、市ホームページの市政に対する意見・提言コーナーなどの充実により、幅広い年齢層や、職種などからの意見聴取を図るほか、市民との協働による広聴活動に努めます。
  - 市民の市政参加を促進するため、審議会などの審議日程や議事録などの情報提供を図ります。

- (3) 協働のまちづくりの推進
  - 徹底した情報公開により市民と行政が情報を共有し、市民との協働のまちづくりを推進します。
  - 佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動団体の実態把握と情報のデータベース化を図り、市民活動ネットワークの構築を図ります。
  - 新しい公共を担う市民活動団体が行うまちづくり活動を積極的に支援します。
- (4) 情報提供と個人情報保護
  - 佐久市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、社会ニーズに応じた制度の改善に努めます。
  - 佐久市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

#### 目標

項目（単位）	現状値	目標値
佐久市市民活動サポートセンター団体登録（団体）	— [H22]	300
佐久市まちづくり活動支援金事業の活用による市民活動の促進（団体/年）	— [H22]	10
各審議会など全体公募員割合（%）	3.2 [H22]	10.0

#### チャレンジ！！

佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動支援のための情報ネットワークを構築し、人と人とを結ぶ心豊かなまちをつくります。

（C 新しい仕組みづくりプロジェクト）

\*ワークショップ方式：複数の人が集まり、問題を解決する手段として、参加者が主体的に意見を出し合い討論し、時には現場を見たり、作業をしたりして共通の目的達成、問題の解決のために行われる会議の手法のこと。  
\*新しい公共：これまで行政により画一的に行われてきた公共サービスの提供において、地域住民、市民活動団体、事業者等の市民が積極的・主体的に参加することにより社会のニーズに対応し、市民との協働によりまちづくりを進めようとする考え方、またはその仕組みのこと。

コミュニティの育成

前期の主な取り組み

- 区や区長会の運営及び公会場など公共施設の整備に対し補助金を交付することにより、地域コミュニティ\*の活性化を支援しています。
- 区長会の事務局を担当し、区の情報の収集と、行政の情報を提供することにより、区の良い運営を支援しています。
- 佐久総合病院の再構築に伴い、白田地区におけるまちづくりについて住民が主体と考える白田まちづくり協議会を平成22年度に設置し、協議を進めています。
- 望月地区においては、過疎計画の策定を契機に、望月地区区長会や地区公民館などを中心に望月まちづくり協議会が設置されました。

現状と課題

- 厳しい行財政のもと、市民一人ひとりの主体的・自主的な市政参加が求められる中、災害時の助け合い、地域ぐるみの子育て、高齢者支援など、あらゆる活動の基礎となる区を始めとする地域コミュニティ組織は重要な役割を担っており、その組織の充実及び円滑な活動・運営を支援する必要があります。
- 少子高齢化や生活様式の多様化によりコミュニティ内のつながりが希薄化し、地域活動への参加者が減少している中、魅力あるコミュニティづくりを進める必要があります。
- 住民が主体となったまちづくりを進めるため、白田まちづくり協議会、望月まちづくり協議会の運営を支援するとともに、まちづくりに対する住民意識の高揚を図る必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 地域自治組織の育成
  - 地域コミュニティの基本である区の活動や体制づくりを支援し、魅力あるコミュニティづくりを推進します。
  - 基礎組織である区のほか、地域活動を行うボランティア団体やNPO\*など、様々な団体とも協力し、行政と地域との新しい連携方法を検討します。
- (2) コミュニティ活動環境の充実
  - コミュニティとの協力・連携の強化と、コミュニティ間の情報交換を促進し、地域活動の充実に努めます。
  - コミュニティ活動の基盤となる公会場などの施設整備を支援します。
- (3) 住民主体のまちづくりへの支援
  - 白田地区及び望月地区のまちづくり協議会の運営を始め、住民合意による自発的な活動を支援します。
  - まちづくり協議会の活動などを広く情報発信することにより、まちづくりに対する住民意識の高揚を図ります。

チャレンジ!!

一人ひとりの活力により、市民同士による共助と地域の魅力を高めます。  
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
区への加入率 (%)	87.57 [H22]	90.00

\* NPO: 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

\* 地域コミュニティ: 地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

公 共 施 設

前期の主な取り組み

- 平成19・20年度に、公の施設見直し方針・実施計画を策定し、計画的に指定管理者制度を導入しました。
- 市役所本庁舎や総合体育館など、公共施設の耐震化を進めています。

現状と課題

- 公共施設は経年による老朽化などにより、維持管理コストが増大するため、常に適切な管理運営について検討する必要があります。
- 指定管理者制度を始め、市民との協働による施設管理など、施設の設置目的や規模に応じて、適切な管理運営方法を導入する必要があります。
- 時代の変化に伴い、公共施設の適切かつ効率的な配置が求められており、同種の施設の統廃合や、遊休施設の有効利用など、公共施設の計画的な整備を推進する必要があります。
- 緊急時の避難所となる公共施設については、被害の軽減と住民の安全を確保するため、計画的な耐震改修に努める必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 公共施設の管理方法
  - 公共施設の管理方法の見直しを行い、民間活力の活用など効率的な管理運営方法を導入します。
  - 高い専門性や蓄積されたノウハウを持った最適な指定管理者の選定に努めます。
  - 指定管理者制度に適さない施設などについては、アダプトシステムなどに取り組みます。
- (2) 公共施設の適正な配置と整備
  - 遊休施設の有効活用を図るとともに、市民ニーズや利用状況などを総合的に勘案し、施設の在り方の検討や、必要な施設の整備と既存施設の統廃合を計画的に進めます。
- (3) 公共施設の耐震化
  - 災害時に避難所となる公共施設の安全性を確保し、被害の軽減と住民の安全を確保できるよう耐震改修を推進します。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
各年度における新規指定管理者制度導入施設(施設)		1

チャレンジ!!

統廃合も含めた公共施設の適正配置と効率的な運営や維持管理を進めます。  
(B 弱点克服プロジェクト)



行 財 政

前期の主な取り組み

- 簡素で効率的な組織機構への見直しと、佐久市行政改革行動計画に基づき職員の削減に努めました。
- 行政評価を導入し、計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）により事務事業の継続的な改善に努めるとともに、佐久市版事業仕分けにより公開の場で事務事業の点検を行いました。
- 地籍管理システム\*の導入により、本庁や各支所で地籍図の交付が可能となり、市民の利便性が向上しました。
- 市税の公正公平な課税と、納税の利便性向上のためコンビニ収納を導入するとともに、長野県地方税滞納整理機構\*との連携による収納率の向上など、自主財源の市税確保に努めました。
- 平成22年度から人事評価システムの運用を開始するとともに、幅広い視野と経験を身につけた人材を育成するため、他団体との人事交流を推進しています。
- 職員の健康管理のため、専任の保健師を配置し健康事業を推進するとともに、メンタルヘルス\*関連事業を開始しました。
- 入札制度改革の一環として、建設工事における入札の透明性確保と適正価格での契約を推進するため、一般競争入札や最低制限価格制度を導入しました。

- 建設工事の品質確保に向けて、総合評価落札方式\*の一般競争入札を試行実施しました。

現状と課題

- 地域主権改革の推進により、平成24年度から市町村分にも地域自主戦略交付金\*が導入されるなど、地方自治体の権限と自由度が拡大されることから、地方自治体は今まで以上に、自己決定と自己責任のもとで魅力あるまちづくり、安定した行財政基盤を確立する必要があります。
- 佐久市行政改革大綱に基づき、行財政改革に取り組むとともに、簡素で効率的な行政体制を確立するため、組織機構の見直しや指定管理者制度などの積極的な導入、行政評価システムの効果的な運用を推進する必要があります。
- 複雑・多様化する行政需要への対応や行政水準の維持・向上のため、効率的な財政運営を図るとともに、戦略的・集中的に都市基盤整備の投資を行う必要があります。
- 自主財源の根幹をなす市税について、未申告者調査や、新たな収納率向上対策を検討する必要があります。
- 職員の適正配置を図るとともに、人事評価結果を研修などによる人材育成や給与などの処遇へ反映し、職員の仕事への意欲を高め、活力のある職場づくりを目指す必要があります。
- 職員の派遣研修や、県・広域連合などからの職員の受入れは、人材育成と職場の活性化に効果があるので、今後も継続した人事交流を推進する必要があります。

- 公共調達においては、手続きの透明性や客観性、競争性を向上させる観点から、一般競争入札の適用範囲の拡大や入札方法などの選択肢を多様にしていく必要があります。

- 総合評価落札方式は、経済性や事務の効率化などに配慮しつつ、さらに推進する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 効率的な行政運営
  - 将来にわたって持続可能な行政運営基盤の確立を図ります。
  - 時代の変化や市民ニーズに柔軟な対応をするため、より効率的・機能的な組織機構の見直しと適正な職員配置に努めます。
  - 行政評価システムの効果的な運用により、費用対効果の検証と事業の取捨選択を図ります。
  - 情報システムを活用し、事務事業の効率化を推進します。
  - 事務事業の民間委託や民営化を推進するとともに、指定管理者制度の活用やPFI\*手法の導入などを検討します。
- (2) 効率的な財政運営
  - 限られた財源の重点的・効率的な配分により、中長期的な視点に立った財政運営に努めます。
  - 健全な自治体経営の確立に向け、経費の節減・合理化により、財政構造の弾力性の確保に努めます。
  - 事業の実施にあたっては、国・県補助などの特定財源や交付税措置のある有利な起債の活用を図ります。
  - 税の公平負担と財源確保のため、課税客体の的確な把握に努めるとともに、納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。
  - 将来的な市のあり方を勘案し、維持修繕費な

- どの影響を考慮した中で、戦略的・集中的な都市基盤整備を進めます。
- 遊休地の売却や広告事業などにより、新たな自主財源の確保に努めます。

- (3) 適正な人事管理と職員能力発揮
  - 人事評価結果を、処遇へ反映させ職場の活性化を図るとともに、人材育成や職員配置にも活用し、組織の効率化を図ります。
  - 国・県及び他の団体との人事交流を継続するとともに、民間企業など他業種との交流を検討します。
  - 複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、変化に対応できる職員の育成を図ります。

- (4) 入札及び契約の適正化
  - 一般競争入札の適用対象を建設工事のほか、建設コンサルタントなどの業務及び管理その他の委託業務まで拡大し、適切な実施に努めます。
  - 公共調達の内容や条件などに対応して、プロポーザル方式や複数年契約などの入札及び契約方法から容易に選択できるように努めます。
  - 電子入札の導入と、総合評価落札方式の拡充・推進に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
市税徴収率 (現年課税分) (%)	97.25 [H22]	100.0

チャレンジ!!!

自主財源の確保対策などにより、財政力指数の向上を目指します。  
(B 弱点克服プロジェクト)

\* 地籍管理システム: 数値化された地籍図データを管理するシステム。  
 \* メンタルヘルス: 精神にかかわる健康のこと。  
 \* 最低制限価格制度: 著しく低い金額で落札した結果、粗悪品が納入されるなどの事態を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに適用する制度。  
 \* 総合評価落札方式: 新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めた「価格と価格以外の性能」の項目を評価して落札者を決定する新しい落札方式。

広域連携

前期の主な取り組み

- 広域市町村連携の新たな取り組みとして、平成20年度に国から定住自立圏構想推進要綱\*が示され、これに基づき、本市を中心市とした佐久地域定住自立圏の形成の取り組みを、佐久圏域の市町村に東御市が加わり12市町村により進めています。
- 定住自立圏構想については、平成23年度に策定した佐久地域定住自立圏共生ビジョン\*に沿って具体的な取り組みを進めています。
- 本市が主体となり、高峯苑、豊里苑の統合施設として、佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場の建設計画を進めています。
- 佐久広域連合において、野生鳥獣被害対策の調査研究が始まり、また成年後見支援センターと障害者相談支援センターが設置されました。

現状と課題

- 行政分野においては、一市町村単位で行うより広域的な運営の方が、経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる分野もあり、各市町村が保有する様々な資源を生かした広域連携を進める必要があります。
- 佐久地域の中核都市として、今後も近隣市町村との連携を柔軟に対応していく必要があります。
- 広域行政は、佐久広域連合を核として、一部事務組合や定住自立圏の形成などにより、市町村間の連携を深めながら推進していく必要があります。
- 高峯苑、豊里苑の老朽化から、新たな斎場の建設は、早急に対応する必要があります。
- 佐久地域定住自立圏の形成は、成果を勘案しながらビジョンの見直しを行い、より実効性の高い取り組みにする必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 広域行政の推進
  - 佐久広域連合広域計画に基づき、佐久地域が一体となって、特色を生かした活力ある地域づくりを促進します。
  - 地方分権改革の推進による自治体を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、新たな広域的課題についての調査研究に努めます。
  - 市民サービスのさらなる向上を図るため、市内に佐久広域圏全体が利用できる新たな斎場の早期建設を推進します。
- (2) 定住自立圏構想の推進
  - 関係市町村との連携・協力による取り組みを推進し、圏域全体の生活機能やネットワークの強化を図ります。
  - 佐久地域定住自立圏共生ビジョンの見直しを行い、社会情勢の変化に柔軟な対応を図ります。
- (3) 広域行政の組織機能強化
  - 多様化する広域行政需要に適切に対応できる組織体制の強化・充実を促進します。
  - 事務処理の効率化を図るため、一部事務組合の統合を検討します。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
定住自立圏による事業実施数(事業)	— [H22]	25

チャレンジ!!

佐久地域の中心市としての役割を果たし、佐久地域全体の魅力向上と一体感のあるまちづくりを進めます。  
(D 佐久を広めるプロジェクト)

\* 定住自立圏構想推進要綱: 地方圏の拠点都市が中心となって周辺市町村との協定に基づき役割分担・連携し、必要な生活機能を確保などに取り組み圏域全体の活性化を目指す構想が「定住自立圏構想」であり、総務省が定住自立圏構想を推進するため平成20年度に定めた要綱。

\* 佐久地域定住自立圏共生ビジョン: 定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏を形成する中心市が策定する、定住自立圏の将来像や具体的取組を示したビジョン。